

男女共同参画基本計画の改定について

平成 17 年 12 月に策定された男女共同参画基本計画（第 2 次）については、平成 22 年度に計画全体の見直しをすることとなっており、平成 21 年から見直しに向けた検討を本格的に開始する。

1. 計画改定の検討体制

男女共同参画会議の下に置かれた基本問題専門調査会の名称を「基本問題・計画専門調査会」と改め、同専門調査会で計画の方向性や全体的な方針について議論を行う。また、同専門調査会の下にワーキンググループを設置し、個別の課題について調査・審議を行い、その結果を基本問題・計画専門調査会に報告する。

2. 今後のスケジュール（案）

- 21 年 3 月：内閣総理大臣より計画策定に当たっての基本的な考え方を諮問
（第 31 回男女共同参画会議）
年内：計画の全体方針に関する議論、現行計画のフォローアップ
- 22 年 夏頃：答申（案）の公表、パブリックコメント等を通じた意見聴取
秋頃：答申（男女共同参画会議）
冬頃：計画の閣議決定

3. 計画改定のプロセス

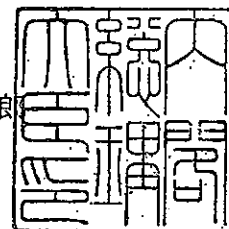
現行計画の進捗状況や今後の課題等について、関係省庁や有識者からヒアリングを行うとともに、地方や関係団体との意見交換や国民からの意見募集等、様々な主体との対話を推進し、計画改定のプロセス自体を広報・啓発の一環として重視していく。

参考：諮問文（写）

府 共 第 1 2 2 号
平成21年3月26日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 麻 生 太 郎



男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成17年12月27日に定められた「男女共同参画基本計画（第2次）」（閣議決定）に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。